

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500520号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500097号

第1 結論

昭和60年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から平成2年3月まで

私が20歳に到達した時にA町役場から国民年金の加入勧奨の連絡が届き、その時は自分の考えで加入しなかった。

その後、私が23歳になった頃に、父がA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても両親の分と一緒に納税組合を通じて納めていたと父から聞いているが、当該期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が23歳になった頃に、請求者の父がA町役場で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても両親の分と一緒に納税組合を通じて納めていたと主張している。

しかしながら、請求者の父は、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、請求者は請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年1月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和60年*月から昭和62年9月までの国民年金保険料は時効により納付することはできず、請求期間のうち、昭和62年10月から平成2年3月までの保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、上記のとおり、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。